

愛知県経営者協会 様

労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たっての  
労働条件等の適切な明示に関する要請

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

愛知労働局の業務運営につきましては、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、求人者、求人の申込みに当たって、職業安定法第5条の3の規定に基づき、職業紹介事業者に対し、労働者が従事すべき業務の内容や就業場所、賃金、労働時間などの労働条件等の明示を適切に行っていただくことが必要です。また、労働契約の締結に際しては、労働基準法第15条の規定に定められたところにより、労働者に対し労働条件を明示しなければならず、特に就業場所及び従事する業務、賃金、労働時間に関する事項については、文書により明示していただくことが義務付けられています。

しかしながら、東日本大震災による原子力発電所における事故の収束に向け、原子力発電所敷地内及び近隣における作業が実施されているところにおいて、その実態と異なる労働条件等を明示しての求人の申込みが行われていた事案が発生しました。

つきましては、労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結を行うに当たっては、職業安定法及び労働基準法等の法令を遵守していただき、労働条件等の適切な明示が行われますよう、貴団体の会員企業等に対する周知啓発にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成23年5月27日

（愛知労働局長